

## 埼玉県アレルギー疾患生活管理指導表に関する相談事業

### 1 目的

小・中・高等学校、保育所、幼稚園等において、アレルギー疾患を有する子どもの安全や発育、生活の質を確保するために、医師による的確な診断と教職員の正しい理解に基づく適切な管理指導を行えるよう支援する。

### 2 アレルギー疾患生活管理指導表の活用背景

#### (1)「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)」について

埼玉県教育局においては、アレルギー疾患に関して学校での管理や配慮を求める場合、「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」(日本学校保健会)に基づき、医師が記載する「学校生活管理指導表」の提出を必須としている。

※「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)及びアレルギー疾患管理指導願の取扱について」

平成 26 年 7 月 9 日付け教保体第 623-1 号 埼玉県教育委員会教育長通知

＜学校生活管理指導表の提出状況＞ 令和3年度

学校給食実施学校数(※) 1, 278校

上記学校の児童生徒数 547, 752人(令和元年比-4, 556)

**学校生活管理指導表提出者数 11, 903人(令和元年比+632)**

※小学校、中学校、特別支援学校(小学部・中学部・高等部)、高等学校(夜間定時制)

休校している学校は含まない

#### (2)「就学前におけるアレルギー疾患生活管理指導表」について

「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」(厚生労働省)によりアレルギー疾患に関する特別な配慮や管理が必要な場合は、医師が記載する生活管理指導表を活用するよう示されている。

- ① さいたま市:保育所等における食物対応マニュアル(さいたま市就学前アレルギー疾患生活管理指導表等)により、平成 27 年度から保育施設について義務化した上で、毎年度「食物アレルギーに関する実態調査」を実施している。
- ② さいたま市以外:就学前におけるアレルギー疾患生活管理指導表の様式(埼玉県版)の推奨(平成 31 年1月 23 日埼玉県保健医療部疾病対策課長通知)

3 アレルギー疾患生活管理指導表(学校生活管理指導表及び保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表の総称)の課題

- (1) 提出されたアレルギー疾患生活管理指導表により、学校給食等における食物除去の対応を行うに当たり現場が悩む事例が多くある。
- (2) 令和4年度より、食物アレルギー患者・アナフィラキシーの既往歴のある患者への生活管理指導表の作成は保健適応となった。しかし、ぜん息やアトピーなどの項目に記載があった場合は、従来通り自費対応となるなどの問題もある。

4 相談事業実績(平成31年2月25日～)

(1) 施設別等分類

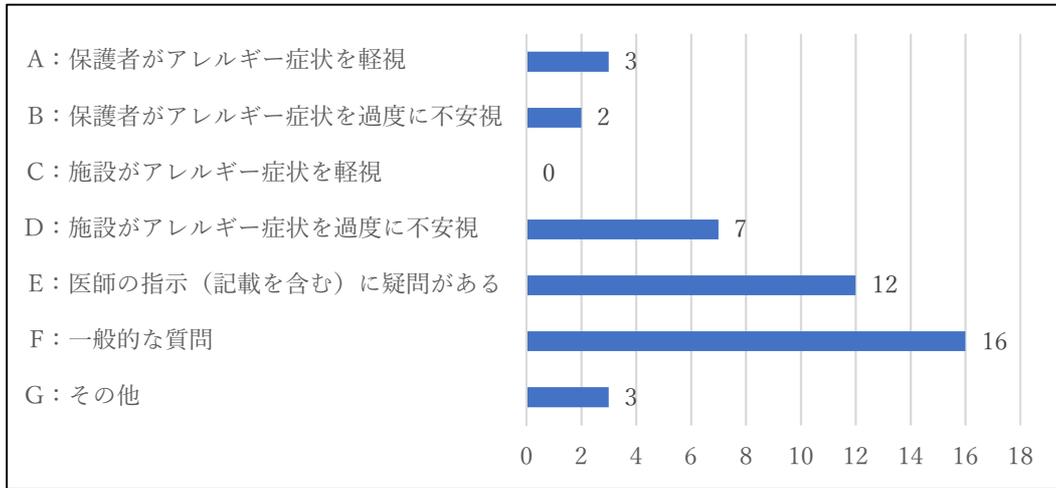
| 施設別     | 施設件数 | 診断等               | 件数 |
|---------|------|-------------------|----|
| 公立保育園   | 10   | 即時型               | 5  |
|         |      | 血液検査のみ            | 1  |
|         |      | 食物アレルギー(型記載なし)    | 1  |
|         |      | その他               | 3  |
| 私立保育園   | 6    | 即時型               | 4  |
|         |      | 生活管理指導表の提出無し      | 2  |
| 公立小学校   | 13   | 即時型               | 8  |
|         |      | 食物依存性運動誘発アナフィラキシー | 2  |
|         |      | その他               | 3  |
| 公立中学校   | 5    | 即時型               | 4  |
|         |      | 生活管理指導表の提出無し      | 1  |
| 県特別支援学校 | 3    | 即時型               | 2  |
|         |      | 生活管理指導表の提出無し      | 1  |
| 市教育委員会  | 5    | 即時型               | 3  |
|         |      | 口腔アレルギー症候群        | 1  |
|         |      | その他               | 1  |
| 給食センター  | 1    | その他               | 1  |
| 合計      | 43   |                   |    |

(2) 対象者分類

|        | 就学前 | 小学校 | 中学校 | その他 | 合計 |
|--------|-----|-----|-----|-----|----|
| 令和元年度※ | 5   | 6   | 4   | 1   | 16 |
| 令和2年度  | 6   | 6   | 2   | 1   | 15 |
| 令和3年度  | 6   | 5   | 1   | 0   | 12 |
| 合計     | 17  | 17  | 7   | 2   | 43 |

※平成30年度の相談を1件含む

(3)相談内容分類(仮)



5 今後について

相談事業担当者連絡会議により生活管理指導表の活用状況の現状確認や対応策の協議を行う。

また、保険適応化による無用な混乱を避けるために、食物アレルギーに特化した生活管理指導表作成の検討を行う。

6 参考:相談事業実施体制

